住所　岐阜県可児市今渡2133番地
ジェルソン・ヨシアキ・シホンマツ　昭和42年12月26日生
マルレネ・ハツミ・シライシ・シホンマツ　昭和41年3月11日生
ラリサ・ミホ・シホンマツ　平成11年6月8日生
ヴァネサ・ミキ・シホンマツ　平成12年6月19日生
アンドレサ・ミエ・シホンマツ　平成12年6月19日生
住所　長野県茅野市米沢3051番地2
ロゲリオ・シガキ　昭和48年7月18日生
住所　埼玉県新座市大和田1丁目12番6号
孫暁薇　平成5年5月15日生
住所　埼玉県狭山市入間川2丁目14番7号
鞠冬傑　昭和50年11月23日生
住所　茨城県筑西市甲480番地3
スズキ・ダニエル・コウスケ　昭和38年10月27日生
住所　静岡県富士市北松野1832番地16
朴英順　昭和43年7月2日生
住所　三重県四日市市高見台2丁目1番地
ペルシ・ファン・シマブクロ・チネン　昭和62年7月2日生
住所　山形県上山市長清水2丁目7番2－1号
李胎子　昭和35年4月8日生
住所　福島県双葉郡富岡町中央1丁目150番地2
金愛順　昭和49年1月31日生
住所　静岡県掛川市青葉台738番地53
ロドニー・ヒロユキ・オオタニ　昭和50年6月8日生
住所　名古屋市緑区森の里1丁目94番地
邵博韜　昭和52年5月30日生
刑麗娜　昭和54年10月16日生
邵永琪　平成14年4月22日生
邵嘉琪　平成20年5月7日生
住所　名古屋市中川区高畑2丁目171番地
ユウジ・イワモト　昭和20年8月29日生
住所　名古屋市緑区鳴海町字石畑14番地1
エレナ・ミルスカ・バルガス・ヒラオ・デ・オガサワラ　昭和45年1月25日生
住所　東京都中央区晴海5丁目1番9－610号
沈傑瀟　昭和50年3月9日生
住所　山形県鶴岡市東荒屋字小島13番地
柳春艶　昭和43年11月24日生
住所　群馬県邑楽郡大泉町大字吉田2066番地6
張紅梅　昭和46年6月28日生
住所　千葉県市川市塩浜4丁目2番3－1122号
曲暁青　昭和50年1月31日生
住所　東京都北区中十条3丁目30番9号
アニー・ラモス・ナカノ　昭和36年11月17日生
住所　東京都文京区本郷3丁目21番8－701号
田[illegible]方　平成10年4月8日生
住所　東京都北区赤羽台3丁目20番10－303号
鄭白善　昭和47年2月24日生
住所　東京都八王子市小比企町533番地3
張龍　昭和63年6月5日生
住所　千葉市中央区中央2丁目9番1号
馮勇　昭和50年3月20日生
住所　茨城県つくばみらい市小張5229番地
[illegible]文　昭和57年5月6日生
住所　広島市中区西十日市町5番12－804号
于天野　昭和56年12月29日生
住所　広島県安芸郡府中町鹿籠1丁目18番13－208号
フェルナンド・ロベルト・ジョハシ　昭和46年9月7日生
住所　広島市安佐南区大町西3丁目15番19－703号
アイダ・エスカニラ・オオノ　昭和44年9月5日生
住所　広島県廿日市市阿品台西2番40－302号
趙秀蘭　昭和47年3月7日生
住所　広島県安芸高田市吉田町吉田353番地1
ヒロミ・デロス・レイエス　平成5年9月22日生
住所　東京都江戸川区東葛西1丁目19番2号
肖肇雄　昭和57年1月21日生

○外務省告示第三百二十七号

平成二十二年六月二十五日にジャカルタで、空港保安機材整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がインドネシア共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　空港保安機材整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与の限度額　六億二千百万円
3　贈与の供与期限　平成二十五年十一月三十日まで
4　署名者
日　本　側　塩尻孝二郎在インドネシア大使
インドネシア側　ハムザ・タイブ外務省アジア・太平洋・アフリカ総局長

平成二十二年七月七日

外務大臣　岡田　克也

○外務省告示第三百二十八号

平成二十二年六月二十五日にジャカルタで、マラッカ海峡及びシンガポール海峡船舶航行安全システム整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がインドネシア共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　マラッカ海峡及びシンガポール海峡船舶航行安全システム整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与の限度額　十四億三千二百万円
3　贈与の供与期限　平成二十五年十二月三十一日まで
4　署名者
日　本　側　塩尻孝二郎在インドネシア大使
インドネシア側　ハムザ・タイブ外務省アジア・太平洋・アフリカ総局長

平成二十二年七月七日

外務大臣　岡田　克也

○財務省告示第二百三十二号

政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省令第六号）第五条第十一項の規定に基づき、平成二十二年六月七日に発行した政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十二年七月七日

財務大臣　野田　佳彦

一　名称及び記号　国庫短期証券（第百十二回）
二　発行の根拠法律及びその条項　財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第七条第一項、財政融資資金法（昭和二十六年法律第百号）第九条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第八十三条第一項、第九十四条第二項、第九十五条第一項、第百二十六条第一項及び第百三十七条第一項
三　振替法の適用等　社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
四　発行方法　価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）
五　募入決定の方法
イ　価格競争入札発行　各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。
ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。
六　発行額
イ　価格競争入札発行　額面金額で四兆六千八百九十四億九千万円
ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　額面金額で四千四百四億円
七　払込金額
イ　価格競争入札発行　四兆六千八百八十一億六千二百六十一万三千八百五十円
ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　四千四百二億七千五百三十六万六千八百円
八　最低額面金額　千万円
九　振替単位　振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
十　発行日　平成二十二年六月七日
十一　発行価格
イ　価格競争入札発行　額面金額百円につき九十九円九十七銭一厘五毛以上のそれぞれの応募価格
ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　額面金額百円につき九十九円九十七銭一厘七毛